

イ 広域応援・受援体制

調査の結果	説明図表番号
<p>(東日本大震災の教訓)</p> <p>災害対策基本法では、従来、災害応急対策業務に係る地方公共団体間の応援について、i) 被災した市町村の長が、他の市町村の長に対して災害応急対策についての応援を求めること、ii) 被災した都道府県の知事が他の都道府県の知事に対して消防、救助等の応急措置についての応援を求めることができるとされていた。また、都道府県知事が当該都道府県の区域内の市町村長に対して、i) 応急措置の実施について指示すること、ii) 他の市町村長を応援すべきことを指示することができることとされていた。</p> <p>防災基本計画（平成20年2月）においては、国、公共機関及び地方公共団体は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておくこととされていた。</p> <p>防災対策推進検討会議資料では、東日本大震災時の広域的な応援体制の教訓として、i) 派遣側と被災地の地方公共団体のニーズ（期間、能力など）のマッチングが困難だったほか、地方公共団体から派遣される職員が短期間で交代するため、業務の継続性の確保に支障が生じる例もあったこと、ii) 市町村では、災害応急対策、被災者支援などの業務が増大し、対応能力の限界を超えたり、職員や庁舎が被災し、行政機能が著しく低下する例も多かったことから、i) 地域ブロック全体が広域的に被災し、地域ブロック内の市町村の相互応援では対応できない場合に備え、遠隔地の都道府県・市町村等との相互応援協定の締結等により、より広域的な共助システムを構築すること、ii) 都道府県又は国による広域調整の下、地方公共団体間の水平的な支援が行える仕組みの導入を図ること、また、円滑な支援のため事前の計画策定を推進することが必要であるとされている。</p> <p>防災対策推進検討会議最終報告では、i) 災害の規模や被災地のニーズに応じて応援が円滑に行われるよう、応援先・受援先の決定、相互応援に関する災害協定の締結など、具体的な方策を各地方公共団体において構築すべきである、ii) 地方公共団体や防災関係機関は、防災業務計画や地域防災計画に受援計画を位置付け、応援に関する連絡・要請などの具体的手法も記載するなど、円滑な相互応援体制の確立を図るべきであるとされている。</p>	<p>図表2-(1)-イ-①</p> <p>図表2-(1)-イ-②</p> <p>図表2-(1)-イ-③</p>
<p>(東日本大震災を踏まえた国の取組)</p> <p>消防庁は、平成24年2月に、各都道府県等に対し「防災・減災対策等の推進に係る留意事項について」（平成24年2月1日付け消防災第23号等）を发出し、この中で、東日本大震災を踏まえた地震・津波対策等に関する地域防災計画の見直しに関して、i) 受援計画について、より具体的、実践的なものとなるよう十分留意すること、ii) 広域防災応援体制に関して、近隣市町村のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結などにより、広域応援について円滑に実施できる体制とするよう要請している。</p> <p>平成24年6月の災害対策基本法の改正では、災害が発生した場合において、これまで</p>	<p>図表2-(1)-イ-④</p> <p>図表2-(1)-イ-</p>

<p>応急措置に限られていた地方公共団体間の応援の対象を災害応急対策に拡大する規定が追加され、さらに、災害が発生した都道府県の知事が、他の都道府県の知事に応援を要請する場合における国による調整規定が追加されたほか、地方公共団体に対して、地域防災計画の策定に当たり、災害が発生した場合において、当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮すること、災害予防として、円滑な相互応援の実施のために必要な措置を講ずるよう努めることが追加された。</p> <p>平成 23 年 12 月の防災基本計画の修正において、相互応援協定に関して、地方公共団体の相互応援協定について、同時被災防止の観点から遠方に所在する地方公共団体との締結も検討することが追加され、また、24 年 9 月の同計画の修正において、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう相互応援協定を締結し、それぞれにおいて後方支援基地として位置付ける等、必要な準備を行うことが追加された。応援計画・受援計画の策定に関しては、地方公共団体及び防災関係機関に対して、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めることとされ、 i) 応援先・受援先の指定、 ii) 応援・受援に関する連絡・要請の手順、 iii) 災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、 iv) 応援機関の活動拠点、 v) 応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えることが追加された。</p> <p>また、平成 24 年 2 月及び同年 11 月に、消防庁防災業務計画が修正され、この中で、地域防災計画の作成の基準の一つとして記載されていた「広域防災応援」についての規定が、「広域防災応援及びその受入れ」についての規定に修正され、地域防災計画に定める「広域防災応援の受入れの迅速かつ円滑な実施に必要な事項」の例示として「応援受入手順」の追加等が行われた。</p>	<p>①（再掲）</p>
<p>今回、平成 25 年 3 月末現在の地方公共団体における相互応援協定の締結状況、応援計画・受援計画の策定状況等について調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>(7) 相互応援協定の締結状況</p> <p>実地調査した 29 都道府県及び 168 市町における相互応援協定の締結状況をみると、締結しているものが 29 都道府県（100%）及び 165 市町（98.2%）となっている。なお、相互応援協定を締結している 29 都道府県及び 165 市町のうち、遠方に所在する地方公共団体と協定を締結しているものは 29 都道府県（100%）及び 160 市町（97.0%）となっている。</p> <p>また、相互応援協定を締結している 29 都道府県及び 165 市町において、東日本大震災を踏まえ、遠方に所在する地方公共団体との協定を新たに締結するなど相互応援協定の見直しを行っているものは 28 都道府県（96.6%）及び 102 市町（61.8%）となっている。</p> <p>(4) 応援計画及び受援計画の策定状況</p> <p>① 調査した 44 都道府県のうち、応援計画を策定しているものは 15 都道府県（34.1%）、受援計画を策定しているものは 15 都道府県（34.1%）となっている。</p> <p>実地調査した 29 都道府県及び 168 市町における応援計画及び受援計画の策定状況</p>	<p>図表 2-(1)-イ-⑤</p> <p>図表 2-(1)-イ-⑥</p> <p>図表 2-(1)-イ-</p>

<p>況をみると、i) 応援計画を策定しているものは11都道府県(37.9%)及び11市町(6.5%)、ii) 応援計画を策定中としているものは1市町(0.6%)、iii) 応援計画を策定していないものは18都道府県(62.1%)及び156市町(92.9%)となっている。</p>	<p>⑦</p>
<p>また、i) 受援計画を策定しているものは12都道府県(41.4%)及び19市町(11.3%)、ii) 受援計画を策定中としているものは1都道府県(3.4%)及び1市町(0.6%)、iii) 受援計画を策定していないものは16都道府県(55.2%)及び148市町(88.1%)となっている。</p>	<p>図表2-(1)-イ ⑧</p>
<p>なお、策定されている応援計画及び受援計画のうち、1都道府県及び2市町の応援計画と1都道府県及び5市町の受援計画は、消防庁が策定した「緊急消防援助隊運用要綱」(平成16年3月26日付け消防震第19号)に基づく緊急消防援助隊に係る応援計画及び受援計画となっている。</p>	
<p>② 応援計画を策定していない18都道府県及び156市町では、その理由について、i) 既存の相互応援協定等により対応するため、ii) 応援先の状況に応じた対応を実施することとしており、事前に同計画を策定する必要性がないため、iii) 災害の規模により応援人数や業務分担も異なり、事前に計画を策定することは困難であるためなどとしている。また、防災基本計画において定めるべき事項が記載されているが、具体的に必要な内容を想起するのが困難である、知識やノウハウが不足しているため策定は困難であるなどとする地方公共団体もみられる。</p>	<p>図表2-(1)-イ ⑨</p>
<p>受援計画を策定していない16都道府県及び148市町では、その理由について、i) 災害発生後、他の地方公共団体から応援を受けるような事態は想定しておらず、あらかじめ計画を策定する必要性がないため、ii) その時々災害により、派遣職員の数や他市町村の派遣可能数等が不明な中であらかじめ計画を策定することは困難であるためなどとしている。また、防災基本計画において定めるべき事項が記載されているが、具体的に必要な内容を想起するのが困難である、知識やノウハウが不足しているため策定は困難であるなどとする地方公共団体もみられる。</p>	<p>図表2-(1)-イ ⑩</p>
<p>実地調査した地方公共団体からは、国に対し、i) 応援計画及び受援計画の具体的な内容を記載したマニュアル、ひな型、ガイドライン等を提供してほしい、ii) 計画策定の参考とするため、既に計画を策定した市町村の事例等を提供してほしいなどの意見・要望が聴かれた。さらに、防災基本計画において、応援計画・受援計画が位置付けられているが、対応する応援・受援の範囲、相手方などにより策定方針は異なり、どのような定義、考え方、事態を想定して応援・受援計画を位置付けるのか、明確にしてほしいなどの意見・要望も聴かれた。</p>	<p>図表2-(1)-イ ⑪</p>
<p>③ 前述のとおり、平成24年9月の防災基本計画の修正により、地方公共団体は、地域防災計画等に応援計画や受援計画を位置付けるよう努めることとされているが、応援計画については、その策定の推進を図る府省が明確になっていない。しかし、平成24年9月の防災基本計画の修正後、国として、その策定の推進にも資する観点から、内閣府と消防庁は、全国知事会が設置した広域応援推進検討ワーキンググループに参加し、広域的な応援の具体的な在り方について検討中である。また、</p>	

<p>内閣府においては、地方公共団体が締結されている災害時応援協定を収集、共有することとしているほか、地方公共団体の職員等を対象とした防災スペシャリストの養成研修の場で応援計画に関連する講義も行っているとしている。</p> <p>また、応援計画については、消防庁防災業務計画の修正のほか、同庁ホームページに開設されているインターネット上で学ぶ「防災・危機管理e-カレッジ」において平成25年4月に応援計画の策定に関する事項の追加を行い、県の応援計画として定められている事項の一部を紹介している。なお、消防庁では、「地方公共団体において応援計画を策定していない理由として、知識・ノウハウが不足しているとの意見のほか、事前に策定する必要性がないとの意見や、事前に策定することは困難であるとの意見も見受けられるが、応援計画の策定については、応援の受入れの迅速かつ円滑な実施に関して、地域の実情に応じて必要となる事項について定められることが重要であり、また、地域防災計画等に定めるなど、必ずしも新たな計画の策定を求めるものではないため、地方公共団体の実情に応じたアドバイスや情報提供を行う必要がある」としている。</p> <p>内閣府及び消防庁では、上記広域応援推進検討ワーキンググループにおいて、全国規模の広域的な応援体制について、応援の具体的な在り方や被災都道府県における応援体制の整備等の検討が行われており、今後、この検討結果に基づき、応援計画や応援計画の策定の推進が見込まれるとしている。</p>	
<p>(ウ) 東日本大震災時における応援活動状況等</p> <p>実地調査した29都道府県及び168市町における東日本大震災時の人的・物的な応援活動状況をみると、応援活動を実施したものが29都道府県（100%）及び156市町（92.9%）となっている。このうち、応援活動についての検証を実施しているものは20都道府県（69.0%）及び65市町（41.7%）となっており、これらの地方公共団体の中には、被災地へ派遣した職員から得た教訓や課題を踏まえ、これらを地域防災計画に反映させるなど、検証結果を効果的に活用している例がみられた。</p>	<p>図表2-(1)-イ⑫</p> <p>図表2-(1)-イ⑬</p>

図表 2 - (1) - イ - ① 防災基本計画等における広域応援・受援体制に関する規定

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
<p>災害対策基本法</p>	<p>○ 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。</p> <p>十二 地方公共団体の相互応援に関する協定の締結に関する事項 (第 8 条第 2 項)</p> <p>(平成 24 年 6 月新設)</p> <p>(平成 24 年 6 月新設)</p> <p>(平成 24 年 6 月新設)</p> <p>(平成 24 年 6 月新設)</p>	<p>○ 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。</p> <p>十二 地方公共団体の相互応援及び<u>第八十六条の二第一項に規定する広域一時滞在に関する協定の締結に関する事項</u> (第 8 条第 2 項) (平成 24 年 6 月改正)</p> <p>○ 都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。 (第 40 条第 3 項)</p> <p>○ 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。 (第 42 条第 3 項)</p> <p>○ 災害予防は、次に掲げる事項について、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする。</p> <p>五 災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項 (第 46 条第 1 項第 5 号) (平成 25 年 6 月改正)</p> <p>○ 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (第 49 条の 2)</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>○ 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、<u>応急措置</u>を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。 (第 67 条第 1 項)</p> <p>○ 前項の応援に従事する者は、<u>応急措置</u>の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。 (第 67 条第 2 項)</p> <p>(平成 24 年 6 月新設)</p> <p>○ 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。 (第 72 条第 1 項)</p> <p>(平成 24 年 6 月新設)</p>	<p>○ 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、<u>災害応急対策</u>を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。 (第 67 条第 1 項) (平成 24 年 6 月改正)</p> <p>○ 前項の応援に従事する者は、<u>災害応急対策</u>の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。 (第 67 条第 2 項) (平成 24 年 6 月改正)</p> <p>○ 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。 (第 68 条)</p> <p>(同左)</p> <p>○ 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策（応急措置を除く。以下この項において同じ。）が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。 (第 72 条第 2 項)</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>○ <u>前項</u>の規定による都道府県知事の指示に係る応援に従事する者は、<u>応急措置</u>の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。 (第72条第2項)</p> <p>○ 都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、<u>応急措置</u>を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。 (第74条第1項)</p> <p>○ 前項の応援に従事する者は、<u>応急措置</u>の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を<u>行なう</u>ものとする。 (第74条第2項)</p> <p>(平成24年6月新設)</p> <p>(平成24年6月新設)</p>	<p>○ <u>前二項</u>の規定による都道府県知事の指示又は<u>要求</u>に係る応援に従事する者は、<u>災害応急対策</u>の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。 (第72条第3項)(平成24年6月改正)</p> <p>○ 都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、<u>災害応急対策</u>を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、<u>応急措置を実施するための</u>応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。 (第74条第1項)(平成24年6月改正)</p> <p>○ 前項の応援に従事する者は、<u>災害応急対策</u>の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を<u>行う</u>ものとする。 (第74条第2項)(平成24年6月改正)</p> <p>○ 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第七十二条第一項の規定による指示又は同条第二項若しくは前条第一項の規定による要求のみによつては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に対し当該災害が発生した都道府県の知事(以下この条において「災害発生都道府県知事」という。)又は当該災害が発生した市町村の市町村長(以下この条において「災害発生市町村長」という。)を応援することを求めるよう求めることができる。 (第74条の2第1項)</p> <p>○ 内閣総理大臣は、前項の規定による要求があつた場合において、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるように</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>(平成 24 年 6 月新設)</p> <p>(平成 24 年 6 月新設)</p> <p>(平成 24 年 6 月新設)</p> <p>(平成 24 年 6 月新設)</p>	<p>するため特に必要があると認めるときは、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。 (第 74 条の 2 第 2 項)</p> <p>○ 内閣総理大臣は、災害が発生した場合であつて、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、第一項の規定による要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、当該災害発生都道府県知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。 (第 74 条の 2 第 3 項)</p> <p>○ 災害発生都道府県知事以外の都道府県知事は、前二項の規定による内閣総理大臣の要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。 (第 74 条の 2 第 4 項)</p> <p>○ 第二項又は第三項の規定による内閣総理大臣の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける都道府県知事の指揮の下に行動するものとする。 (第 74 条の 2 第 5 項)</p> <p>○ 第四項の規定による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。 (第 74 条の 2 第 6 項)</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	(平成 25 年 6 月新設)	<p>○ 第七十条第三項に規定するもののほか、都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。</p> <p>(第 74 条の 3)</p>
防災基本計画	<p>第 1 章 災害予防 第 2 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 2 災害応急体制の整備関係</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>○ 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、国、公共機関及び地方公共団体は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。</p> <p>(平成 24 年 9 月新設)</p> <p>(平成 24 年 9 月新設)</p> <p>(平成 23 年 12 月新設)</p>	<p>第 1 章 災害予防 第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (5) 防災関係機関相互の連携体制 (平成 24 年 9 月削除)</p> <p>○ 都道府県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>○ 市町村は、都道府県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>○ <u>地方公共団体は</u>、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。</p> <p>(平成 24 年 9 月修正)</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>(平成 24 年 9 月新設)</p> <p>(平成 24 年 9 月新設)</p> <p>(平成 24 年 9 月新設)</p>	<p>○ 市町村は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。</p> <p>○ 都道府県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮するものとする。</p> <p>○ 地方公共団体及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。</p>
<p>消防庁防災業務計画</p>	<p>第2編 防災に関しとるべき措置（基本対策編）</p> <p>第1章 防災体制</p> <p>第2節 地方公共団体における防災体制</p> <p>3 広域的な防災体制</p> <p>(2) 広域防災応援体制</p> <p>物資の備蓄、職員の派遣、施設の利用等に関する広域防災応援協定の締結を促進するとともに、広域的な応援が迅速かつ効率的に実施できる体制の整備を進めること。</p> <p>第4編 地域防災計画の作成の基準（基本対策編）</p> <p>第4章 防災体制</p> <p>第2節 広域的な防災体制</p> <p>大規模災害、特殊な災害等に対処するため、災害の種類、規模、態様に応じ、次の</p>	<p>第II部 消防庁における防災に関しとるべき措置</p> <p>第1編 基本対策編</p> <p>第1章 防災体制</p> <p>第2節 地方公共団体における防災体制</p> <p>3 広域的な防災体制</p> <p>(2) 広域防災応援及びその受入れ体制</p> <p>物資の備蓄、職員の派遣、施設の利用、<u>広域一時滞在等</u>に関する広域防災<u>相互</u>応援協定の締結を促進するとともに、広域的な応援及びその受入れが迅速かつ効率的に実施できる体制の整備を進めること。<u>この際、都道府県の区域を超えた災害時の相互応援協定の締結及び受援計画等の策定に留意すること。</u></p> <p>(平成 24 年 2 月及び 11 月修正)</p> <p>第III部 地方公共団体における地域防災計画の作成の基準</p> <p>第1編 基本対策編</p> <p>第4章 防災体制</p> <p>第2節 広域的な防災体制</p> <p>大規模災害、特殊な災害等に対処するため、災害の種類、規模、態様に応じ、次の</p>

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
	<p>ような広域的な防災体制について定めること。</p> <p>(2) 広域防災応援体制</p> <p>広域防災応援協定等に基づき、物資の備蓄、職員の派遣、施設の利用等に関する広域応援を迅速かつ効率的に機能させるための方策に関する事項</p> <p>第7章 災害応急対策 第3節 広域応援体制の確立 2 広域防災応援</p> <p>他の地方公共団体による消防以外の応援の実施について、応援要請が可能な内容、応援要請手順及びその担当窓口など広域防災応援の迅速かつ円滑な実施に必要な事項について定めること。</p> <p>3 職員の派遣</p> <p>指定行政機関、地方公共団体からの職員の派遣について、派遣の要請及びあっせんの手順、派遣を依頼する内容、身分取扱い並びに担当窓口など職員の円滑な派遣に必要な事項について定めること</p>	<p>ような広域的な防災体制について定めること。</p> <p>(2) 広域防災応援及びその受入れ体制</p> <p>広域防災応援協定等に基づき、物資の備蓄、職員の派遣、施設の利用、<u>広域一時滞在等</u>に関する広域応援<u>及びその受入れ</u>を迅速かつ効率的に機能させるための方策（<u>受援計画の策定を含む</u>）に関する事項（平成24年2月及び11月修正）</p> <p>第7章 災害応急対策 第4節 広域応援体制の確立 2 広域防災応援及びその受入れ</p> <p>他の地方公共団体による消防以外の応援の実施について、応援要請が可能な内容、応援要請手順及び<u>応援受入手順並びにその担当窓口など広域防災応援及びその受入れ</u>の迅速かつ円滑な実施に必要な事項について定めること。（平成24年11月修正）</p> <p>（同左）</p>

- (注) 1 防災基本計画等に基づき当省が作成した。なお、防災基本計画については、「東日本大震災前」は平成20年2月に修正された同計画、「東日本大震災後」は23年12月及び24年9月に修正された同計画を基に、「地震災害対策編」の記載によった。また、消防庁防災業務計画の「東日本大震災前」は平成21年3月に修正された同計画、「東日本大震災後」は24年2月及び同年11月に修正された同計画の記載によった。
- 2 下線は、東日本大震災後の修正箇所を示す。

図表2－(1)－イ－② 東日本大震災における広域応援・受援体制に関する教訓

区 分	内 容
防災対策推進検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 派遣側と、被災地の地方公共団体のニーズ（期間、能力など）のマッチングが困難だったほか、地方公共団体から派遣される職員が短期間で交代するため、業務の継続性の確保に支障が生じる例もあった。 ○ 地域ブロック全体が広域的に被災し、地域ブロック内の市町村の相互応援では対応できない場合に備え、遠隔地の都道府県・市町村等との相互応援協定の締結等、より広域的な共助システムの構築が必要である。 ○ 市町村は、災害応急対策、被災者支援などの業務が増大し、対応能力の限界を超えたり、職員や庁舎が被災し、行政機能が著しく低下する例も多かった。また、被害が広範な地域、多数の市町村に及んだため、県のサポートも十分機能しなかった。 ○ 広域災害や大規模災害の発生時に、都道府県又は国による広域調整の下、地方公共団体間の水平的な支援が行える仕組みの導入を図ることが必要。また、円滑な支援のため事前の計画策定を推進することが必要。この際、指揮命令系統の一元化や災害協定の締結にも留意することが必要。また、大規模災害を念頭に、市町村の機能が著しく低下し

区 分	内 容
	<p>た際の支援や体制整備に関し、都道府県や国の対応の在り方等について検討を行うことが必要。さらに著しく巨大な災害では、「災害緊急事態」ともいうべき被災地方公共団体の行政機能の喪失といった事態を想定し、行政機能の維持などに関して、国や被災地内外の地方公共団体の役割を見直す必要があるのではないかと。</p>
岩 手 県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災直後の職員派遣の受入れに際しては、現地の情報が不足し、支援が必要な業務、人員規模、移動手段、宿泊場所の確保など、派遣受入れに至るまでの事前準備に苦慮した。 ○ 派遣職員の受入調整について、所管部局間の連携不足や一貫した指揮系統が発揮されない場面が多くあった。 ○ 受入市町村においても、災害応急対応等に追われ、派遣職員へのきめ細かな対応が困難であり、現地における従業務等の県によるコーディネートのニーズが高かった。 ○ 県庁及び県内に駐在し、長期にわたる自立的、自発的な支援を行う用意がある地方公共団体が、どのように災害情報、被災地ニーズを得ればよいか分からないため、迅速、効率的な情報収集等が難しく、どのような支援が必要かなどの情報が不足する場面があった。 ○ 広域の大規模災害であったため、東京都、静岡県及び関西広域連合など、特に遠隔地の都道府県からの応援が、災害復旧及び被災地支援に大きく寄与した。
宮 城 県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国知事会、全国市長会及び全国町村会などからの要請に基づき、複数の地方公共団体が宮城県に支援を提供した。宮城県庁には応援に訪れた県（応援県）からの連絡員が派遣され、情報収集や支援調整が行われた。他の地方公共団体から応援があることは事前に想定されていたものの、宮城県庁においては、複数の応援県からの受入れ・調整のための体制づくりが十分ではなく、状況を見ながら対応せざるを得なかった。 <p>山形県は、北海道・東北8道県の相互応援協定（ブロック協定）の応援主幹県であったため、地震発生後すぐに山形県の連絡員2人が宮城県庁に派遣され、宮城県庁において情報収集が行われた。さらに山形県は、宮城県に対する全国からの応援物資の受入れを行う、各応援県の連絡員会議を提案するなどの支援調整を行っていた。ブロック協定においては、応援主幹県の役割が明示されていないものの、今回の山形県の取組を参考に、応援主幹県が担う役割を事前に定める必要がある。</p> <p>関西広域連合からは、兵庫県、鳥取県及び徳島県が共同で宮城県支援を行うというカウンターパート方式による支援が提供され、各県個別との調整が不要であった点において効率的であった。関西広域連合は、気仙沼市、南三陸町及び石巻市に現地事務所を設置し、自ら被災市町の支援ニーズを把握し、支援を行うとともに、被災市町の情報が随時宮城県にも提供されており有効であった。被災市町の視察や、被災市町への職員派遣は、各応援県により行われていたが、これは、宮城県が、被災市町に関する情報を十分に集約し、どこの地域において、どのような支援が求められているのかを、各応援県に明示できなかったためである。今後は、被災市町の支援ニーズをどのように把握するのか、また、それらのうち、どの情報を、どのようにして応援県に提供するのかを検討する必要がある。</p> <p>なお、各応援県からの職員の派遣は、4日間から7日間という短期派遣が中心であり、担当が頻繁に交代することから、その都度状況を説明しなければならず、打合せが行いにくいという課題がみられた。その中で、東京都からは、連絡員が交代することなく継続した支援が行われていた。また、支援の提供に際して、東京都は、支援が必要だと想定される事業の中で、都にて対応が可能な事項を明確にした上で、宮城県への支援の申入れを行っていた。このような分野を特定した支援は、支援を受け入れやすく、迅速な支援実施に結び付いていた。</p> <p>今後、宮城県では、複数の地方公共団体からの応援を速やかに受け入れ、その支援を</p>

区 分	内 容
	<p>調整し、被災市町支援に活用するという受援システムの構築が求められる。具体的には、被災市町からの支援ニーズの迅速な把握、応援地方公共団体受入れに際し県が提供すべき事項の整理（空間・設備・情報共有に用いる様式など）、応援地方公共団体から提供される支援情報の集約方法の検討、応援地方公共団体との情報共有方法の検討などが必要である。さらに、それらの事項を整理した受援マニュアルを整備し、外部からの支援受入れに際し活用することが望ましい。</p>
岩 手 県 陸前高田市	<p>○ 庁舎の損壊、職員の被災、行政データの流出などにより行政機能が著しく低下した。あらかじめ災害に備えて岩手県及び宮城県内の市町村との間で相互応援協定を締結していたが、県内の市町村等は、ほとんど被災しており、協定が十分機能しなかった。このようなことから、今回のような広域的な大規模災害に当たっては、全国規模の相互応援協定を締結しておかなければならないと痛感した。</p>
宮 城 県 気 仙 沼 市	<p>○ 大規模災害に備えた応援職員の受入体制を事前に検討していなかったため、震災当初、市外からの応援職員を受入課ごとに受け入れていた。そのため、一定期間経過の後、総務課人事係が窓口となるまでの間、市全体の職員の配置体制を勘案した応援職員の配置ができなかった。</p> <p>○ 応援職員間の業務引継ぎについて、原則、同じ地方公共団体のチームには、同じ仕事を割り振っていたが、当初は市の職員を通して引継ぎしていたので市の職員の負担が大きかった。</p>
宮 城 県 東 松 島 市	<p>○ 発災直後に支援したいとの問合せがあったが、市が混乱状態にあり、受援計画も作成していなかったため、問合せに十分対応できなかった。また、宿泊場所等がなく、取りあえずは自己完結型で支援に来てもらうよう要請した。</p> <p>○ 当初は、どこの部署の業務を支援してもらうか決めていなかったため、取りあえず窓口業務に従事してもらったが、震災関係の業務は、日々変化していくので、支援者に何を支援してもらうか、日々判断に困った。</p> <p>○ 震災からある程度の期間が経過した後は、支援チームに業務をほぼ全面的に委任したことから、市職員が指示することは少なくなった。また、支援チームが独自に業務マニュアルを作成し、市職員を介さず後続チームに業務を引き継いでもらったので、非常に助かった。</p> <p>○ 震災からある程度の期間が経過した後も、支援者の宿舍場所の確保に苦労した。</p>
福 島 県 い わ き 市	<p>○ 市は、東日本大震災以前から、福島県内の周辺 16 市町村、茨城県の沿岸 2 市（いわき市の南側に位置する北茨城市及び高萩市）、中核市 41 市等との間で、災害時における相互応援協定を締結していた。</p> <p>東日本大震災においては、福島県内の周辺市町村も被災し、これらの市町村から援助を受けることはできなかった。大規模災害においては周辺地域も被災する可能性が高く、遠隔地域の地方公共団体との相互応援協定が機能した。</p>

(注) 1 「防災対策推進検討会議」の教訓は、防災対策推進検討会議資料に基づき当省が作成した。

2 地方公共団体の教訓は、当省の被災地調査の結果による。

図表2-(1)-イ-③ 防災対策推進検討会議最終報告(平成24年7月31日)(広域応援・受援体制関係抜粋)

<p>第3章 今後重点的に取り組むべき事項～防災政策の基本原則を踏まえて～</p> <p>第2節 災害発生時対応に向けた備えの強化</p> <p>(1) 災害即応体制の充実・強化</p> <p>(略)</p> <p>② 各主体が連携した体制整備</p> <p>○ 広域で甚大な災害が発生した際において、災害応急対策全般にわたり広域応援がなされるよう、災害対策基本法の改正が行われたが、災害の規模や被災地のニーズに応じて応援が円滑に行われるよう、<u>応援先・受援先の決定、相互応援に関する災害協定の締結など、具体的な方策を各地方公共団体において構築すべき</u>である。また、大規模災害の発生時においては、国が必要な調整を行うことが適当と考えられることから、あらかじめ、国と地方公共団体で十分な意見交換を行い、調整に関する方策を構築すべきである。</p> <p>(略)</p> <p>④ 地方公共団体における体制整備</p> <p>○ 地方公共団体や防災関係機関は、<u>防災業務計画や地域防災計画に受援計画を位置付け、応援に関する連絡・要請などの具体的手法も記載するなど、円滑な相互応援体制の確立を図るべき</u>である。</p>
--

(注) 下線は当省が付した。

図表2-(1)-イ-④ 「防災・減災対策等の推進に係る留意事項について」(平成24年2月1日付け消防災第23号、消防国第6号、消防運第13号、消防応第17号、消防情第12号及び消防参第31号消防庁国民保護・防災部防災課長、国民保護室長、国民保護運用室長、応急対策室長、防災情報室長及び参事官連名通知)(広域応援・受援体制関係抜粋)

<p>国においては、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日付け東日本大震災復興対策本部)等に基づき、同震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策について、その取組を進めているところです。</p> <p>中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の報告書を踏まえ、津波対策を中心とした防災基本計画の見直しが昨年12月に行われたほか、内閣官房長官を座長とする「防災対策推進検討会議」が設置され、防災対策の充実・強化の幅広い議論が行われているところであり、南海トラフに係る地震対策の検討や災害対策基本法(昭和36年法律第223号)等の災害対策法制の見直しも進められているところです。</p> <p>さらに、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)が施行されたほか、原子力災害対策関連においても、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)の改正をはじめ、その検討が進められているところです。</p> <p>貴職におかれましては、こうした国の動きも踏まえ、下記について留意しつつ、防災・減災対策等の推進について積極的に取り組むとともに、貴都道府県内の市区町村に対しても併せて周知をお願いします。</p> <p>なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 地域防災計画等の見直しについて</p> <p>(1) 東日本大震災を踏まえた地震・津波対策等に関する地域防災計画の見直し</p> <p>(略)</p> <p>④ <u>受援計画について、より具体的、実践的なものとなるよう十分留意すること。</u>特に、大規模な被災により、災害対応力を相当程度失った場合も想定し、当該場合においては、他の地方公共団体の</p>
--

応援、国の支援、民間ボランティア・企業等の協力を効果的効率的に受けるため、地元被災状況や災害ニーズの把握、情報提供、各種のコーディネートなど、被災地方公共団体等が中心となり行うことが適当な事務について、必要な事項を定めること。さらに、都道府県においては、市町村が災害対応力を喪失等した場合において、その機能を迅速かつ適切に支援するための措置について定めること。

4 個別事項について

(2) 広域防災応援体制

近隣市町村のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結などにより、広域応援について円滑に実施できる体制となっているほか、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進されたいこと。また、国の関係機関、海外等からの支援の円滑かつ迅速な受け入れについても、受援計画等について検討、整備を実施されたいこと。

(注) 下線は当省が付した。

図表 2 - (1) - イ - ⑤ 実地調査した 29 都道府県及び 168 市町における相互応援協定の締結状況

(単位：都道府県、市町、%)

区 分	締結済み		未締結	計
		うち、遠方に所在する 地方公共団体との相互 応援協定を締結		
都道府県	29 (100)	29 (100)	0 (0.0)	29 (100)
市 町	165 (98.2)	160 (97.0)	3 (1.8)	168 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「うち、遠方に所在する地方公共団体との相互応援協定を締結」欄における割合は、「締結済み」とした地方公共団体に対する割合を示す。

図表 2 - (1) - イ - ⑥ 相互応援協定を締結している 29 都道府県及び 165 市町における東日本大震災を踏まえた同協定の見直し状況

(単位：都道府県、市町、%)

区 分	見直しを実施済み		見直しを未実施	計
		うち、遠方に所在する 地方公共団体との相互 応援協定を追加		
都道府県	28 (96.6)	1 (3.6)	1 (3.4)	29 (100)
市 町	102 (61.8)	55 (53.9)	63 (38.2)	165 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「うち、遠方に所在する地方公共団体との相互応援協定を追加」欄における割合は、「見直しを実施済み」とした地方公共団体に対する割合を示す。

図表 2 - (1) - イ - ⑦ 実地調査した 29 都道府県及び 168 市町における応援計画の策定状況

(単位：都道府県、市町、%)

区 分	策定済み	策定中	未策定	計
都道府県	11 (37.9)	0 (0.0)	18 (62.1)	29 (100)
市 町	11 (6.5)	1 (0.6)	156 (92.9)	168 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「策定済み」には、緊急消防援助隊に係る応援計画をもって策定済みとしている 1 都道府県及び 2 市町を含む。

図表 2 - (1) - イ - ⑧ 実地調査した 29 都道府県及び 168 市町における受援計画の策定状況

(単位：都道府県、市町、%)

区 分	策定済み	策定中	未策定	計
都道府県	12 (41.4)	1 (3.4)	16 (55.2)	29 (100)
市 町	19 (11.3)	1 (0.6)	148 (88.1)	168 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「策定済み」には、緊急消防援助隊に係る受援計画をもって策定済みとしている 1 都道府県及び 5 市町を含む。

図表 2 - (1) - イ - ⑨ 応援計画を策定していない 18 都道府県及び 156 市町における、その主な理由

i) 都道府県

類 型	内 容
既存の相互応援協定等により対応するため	○ 既存の協定等により対応が可能と考えているため。
	○ 既存の相互応援協定の枠組みの中で応援を行うこととしているため。
事前に策定することは困難であるため	○ 地方公共団体間における応援・受援に関しては、被災した地方公共団体が必要とする支援の種類、量、期間などを把握することが重要であるが、これらの内容は、発災によりどの程度の被害が生じるのか、想定される被害の規模によって相違してくることから、地方公共団体単独での作業は困難であるため。
	○ 災害により、必要となる応援の規模等が異なるため、具体的な内容の記載が困難であるため。
検討中等	○ 広域応援協定の具体化が十分に図られていない現在においては、具体的な実施要領や細則を策定するとともに、地方公共団体で認識の共通化を図る必要があり、広域応援協定の具体的な実施要領の検討に併せて検討中であるため。
	○ 地方公共団体が一体となって応援を行うためには、全国規模やブロック規模で締結されている相互応援協定と地方公共団体が独自に締結している相互応援協定との整理が必要であるため。

(注) 当省の調査結果による。

ii) 市町

類 型	内 容
既存の相互応援協定等により対応するため	○ 市町村間の相互応援協定で足りるため。
	○ 他市への応援については、相互応援協定を締結した都市ごとに対応をとっているため。
	○ 応援は、相互応援協定に基づき実行するため。
事前に策定する必要性がないため	○ 災害の規模により被害の状況が異なることから、計画等を事前に作成することはせず、応援先の状況に応じた柔軟性のある対応をとることとしているため。
	○ 応援は被災地の要請によって行うものであり、事前の計画を特に必要と考えていなかったため。
	○ 市が独自の判断に基づき単独での被災地支援を行う可能性は低く、市長会の調整に応じて支援を行うと考えられることから、市独自の応援計画を策定する必要性を感じていないため。
	○ 応援に当たっては、被災地方公共団体の受入体制が整備されているかどうか重要であり、特に応援する側の計画等は必要ではないと考えているため。
事前に策定することは困難であるため	○ 災害の規模により応援人数や業務分担も異なり、事前に計画を策定することは困難であるため。
	○ その時々災害により、被災地からのニーズや当市から派遣できる職員数等が毎回

類 型	内 容
	異なるため、あらかじめ計画を定めることが困難であるため。
	○ 応援を要する被災市町村のニーズは被災状況により大きく異なっており、また、現地では、逐次、新たな必要業務が発生し、発災後初期段階での応援ニーズを把握しきれないことから、事前に計画を策定しておくことは困難であるため。
	○ 被災市町村に対して、どこまで応援できるかを計画として策定することは難しいため。
	○ 防災基本計画において策定項目を列挙しているが、発災時にどのような事態が想定されるのか実体験がないため、具体的に必要な内容を想起するのが困難である。 東日本大震災を踏まえ、広域派遣の必要性を考えると「全国共通の決まりごと」が必要であり、その上で地域性を反映させるべきと考える。 したがって、国が主導して統一的なひな形を示す必要があると考えているため。
知識・ノウハウが不足しているため	○ 策定の必要性は感じているが、具体的にどのような内容とするべきなのかが分からないため。
	○ 策定に係る知識・ノウハウが不足しているため。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (1) - イ - ⑩ 受援計画を策定していない 16 都道府県及び 148 市町における、その主な理由

i) 都道府県

類 型	内 容
他の業務を優先したため	○ 地域防災計画（風水害編）の修正、業務継続計画の作成など、優先順位の高いものから、順次作業を行っていく必要があるため。
事前に策定することは困難であるため	○ 地方公共団体間における応援・受援に関しては、被災した地方公共団体が必要とする支援の種類、量、期間などを把握することが重要であるが、これらの内容は、発災によりどの程度の被害が生じるのか、想定される被害の規模によって相違してくることから、地方公共団体単独での作業は困難であるため。
検討中等	○ 広域応援協定の具体化が十分に図られていない現在においては、具体的な実施要領や細則を策定するとともに、地方公共団体で認識の共通化を図る必要があり、広域応援協定の具体的な実施要領の検討に併せて検討中であるため。
	○ 被災時、応援に来てくれるのは、他の地方公共団体の職員だけではなく、ボランティアや関係団体などからも想定され、多方面からの受入れを含めて検討する必要があるため。

(注) 当省の調査結果による。

ii) 市町

類 型	内 容
事前に策定する必要性がないため	○ 災害発生後、他の地方公共団体から応援を受けるような事態は想定しておらず、策定する必要性がないため。
	○ 市町村間の相互応援協定で足りると考えているため。
	○ 南海トラフ地震の想定等からみて、直ちに策定を検討する必要性がないため。
事前に策定することは困難であるため	○ その時々々の災害により、派遣職員の必要数や他市町村の派遣可能数等が不明な中であらかじめ計画を定めることが困難であるため。
	○ 災害の規模により応援・受援人数や業務分担も異なり、事前に計画を策定することが困難であるため。
	○ 被災規模、被災場所等により対応が異なることから、事前に具体的な計画を策定することが難しいため。

類 型	内 容
	○ 防災基本計画において策定項目を列挙しているが、発災時にどのような事態が想定されるのか実体験がないため、具体的に必要な内容を想起するのが困難である。 東日本大震災を踏まえ、広域派遣の必要性を考えると「全国共通の決まりごと」が必要であり、その上で地域性を反映させるべきと考える。 したがって、国が主導して統一的なひな形を示す必要があると考えているため。
知識・ノウハウが不足しているため	○ 策定の必要性は感じているが、具体的にどのような内容とすべきなのかが分からないため。
	○ 策定要領等がないことから、受援計画の具体的な内容が不明であり、また策定に当たってのノウハウもないため。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (1) - イ - ① 実地調査した 29 都道府県及び 168 市町における応援・受援計画の策定に関する国への主な意見・要望

i) 都道府県

類 型	内 容
計画策定に係るマニュアル、ひな型、ガイドライン等の提供	○ 応援・受援計画に盛り込むべき内容を都道府県で同等にすべきであり、盛り込むべき内容等を記載したマニュアル、モデル等を作成し提供してほしい。
	○ 各地方公共団体が一方的な立場や内容の応援・受援計画を策定した場合、地方公共団体間で齟齬が生じるおそれがあるため、詳細な応援・受援計画を策定する場合の標準的なひな形を国において示してほしい。
	○ 受援計画の概念が曖昧で、都道府県ばらばらの計画が策定される可能性が高いと考えられることから、受援計画のイメージ、ひな形を示してほしい。
	○ 防災基本計画において、応援計画・受援計画が位置付けられているが、共通の認識が得られているスキームがなく、計画の在り方、策定範囲、計画に定める事項等について、一から検討していく必要がある。対応する応援・受援の範囲、相手方などにより策定方針は異なり、どのような定義、考え方、事態を想定して応援・受援計画を位置付けるのか明確にしてほしい。
	○ 国で計画策定のためのガイドラインを作成し提示してほしい
既に計画を策定した先進地方公共団体の事例等の提供	○ 国において、他の計画との関係や応援・受援計画の実例を示してほしい。
モデル事業の実施等積極的な支援	○ 都道府県ごとに実情が異なることを踏まえ、安易に一律の実施を求めることがないようにしてほしい。また、国が、広域の応援・受援計画の策定に当たってのモデル事業を実施するなど、都道府県における広域の応援・受援計画の策定に当たって積極的な支援を行ってほしい。

(注) 当省の調査結果による。

ii) 市町

類 型	内 容
計画策定に係るマニュアル、ひな型、ガイドライン等の提供	○ 受援・応援計画は、市単独で完結するものではなく、受援先・応援先の地方公共団体と連携することで実現するものであることから、国は、全国の各地方公共団体が共通認識を持って受援・応援計画を策定できるようにするため、例えば、内陸部及び沿岸部別や、災害発生初期及び復興期に区分した計画のひな形を作成の上、地方公共団体に示してほしい。

類 型	内 容
	○ 受援・応援計画について、具体的にどのような内容のものを作成するものなのかが分からないので、国において、標準的な指針を示してほしい。
	○ 受援計画については、市町村事務の業務範囲が広範にわたっていること、災害対策が初期（救命救急、避難）・中期（復旧）・長期（復興）とステージごとに変化していくことなど、その策定に当たっては多くの困難があると考えられ、市町村単独で取り組むことは困難であることから、国や都道府県によるモデルプランの作成などの支援をしてほしい。
	○ 応援地方公共団体と受援地方公共団体の見解やスタンスが相違した場合、良好なバランスでの応援及び受援の実施が困難であり、応援、受援の両面の立場から検討する必要性や、地域性による見解の相違を軽減するため、計画策定における指針やガイドラインを策定すべきである。
	○ 各地方公共団体において特色のある取組については、地方公共団体で検討し、基本的な事項については、国において、ひな形となるマニュアルを例示してほしい。
	○ 指針やひな型などのない状況において、市レベルでこうした計画を策定することは困難であり、国において基本的な考え方を示してほしい。
	○ 全ての地方公共団体で策定されることによって、応援・受援の仕組みがいかされるものであり、国でモデルを作成し提供することにより、地方公共団体の計画策定を支援してほしい。
	○ マンパワーが不足する地方公共団体において、応援・受援が円滑に実施できるよう、ガイドラインや作成マニュアル、先進的モデル市町村の事例提供など、計画策定に向けて助言・指導を行ってほしい。
既に計画を策定した先進地方公共団体の事例等の提供	○ これまでに応援・受援計画を策定したことがなく、策定に係るノウハウの提供や他の地方公共団体が作成した当該計画の事例を紹介してほしい。
	○ 計画策定の参考とするため、既に計画を策定している市町村の情報を提供してほしい。
	○ 市町村の規模別の計画の事例集を提供してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (1) - イ - ⑫ 実地調査した 29 都道府県及び 168 市町における応援活動の検証の実施状況等

(単位：都道府県、市町、%)

区 分		応援活動の実績有		応援活動の実績無	計
		応援活動の検証			
		実施済み	未実施		
都道府県	29 (100)	20 (69.0)	9 (31.0)	0 (0)	29 (100)
市 町	156 (92.9)	65 (41.7)	91 (58.3)	12 (7.1)	168 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「応援活動の検証」欄における「実施済み」及び「未実施」の欄の割合は、「応援活動の実績有」とした地方公共団体に対する割合を示す。

図表 2 - (1) - イ - ⑬ 応援活動の検証結果を活用した例

地方公共 団 体 名	内 容
大 分 県	<p>○ 県は、東日本大震災に際して、宮城県石巻市、同県亘理町、福島県いわき市及び同県相馬市に、医師、保健師、薬剤師、管理栄養士等合計延べ 111 人の職員を派遣した。この派遣を通じて、「大規模災害時には市町村・保健所の機能を補完し、公衆衛生機能の発揮を支援する組織が必要」、「保健師の配置された避難所では、衛生管理、風邪の予防等の指導・相談が行き届き、安心した避難所生活を送ることができた。看護師などの医療関係者もいれば保健師との役割分担により、更にスムーズな避難所運営が望める」との教訓を得たため、大規模災害で行政機能が麻痺した状態でも公衆衛生対策を行うため、平成 24 年 4 月 1 日災害時公衆衛生対策チーム（以下「対策チーム」という。）を設置した。</p> <p>対策チームは、原則、医師 1 人、保健師 2 人、衛生課職員 2 人、管理栄養士 1 人及び事務職員 2 人の合計 8 人をもって 1 チームとすることとしており、現在、県内各保健所及び県本庁所属の職員から、医師 9 人、保健師 6 人、衛生課職員 6 人、管理栄養士 4 人及び事務職員 6 人の合計 31 人を指名している。</p> <p>災害時は、被災地域に対策チームを派遣し、地域の状況や被災者の保健衛生ニーズを把握したり、対策チームが得た情報を基に、被災地外から派遣された健康相談チーム等が被災者に対する保健指導や感染症等の予防のための衛生対策、健康教育、栄養指導などの保健衛生活動を実施することとしている。</p>
埼 玉 県 さいたま 市	<p>○ 市役所内部から、被災地で活動した職員の体験談を取りまとめ地域防災計画の改訂に役立てるべきとの意見が出たことから、被災地への派遣職員の報告書を平成 23 年 11 月、「東日本大震災の被災地支援活動報告集」として冊子化するとともに、このような被災地へ派遣された職員の活動から得た教訓や課題について、24 年 6 月改訂の地域防災計画に、以下のとおり、反映させている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 受援計画をきちんと考えておくべきとの課題に対して、地域防災計画共通編の中に災害時受援計画を掲載している。 ② 災害弱者からの声十分に伝えられていないという課題に対して、地域防災計画共通編の中に福祉避難所の設置に向けた検討を行う旨、記載している。 ③ 災害現場対応は職員の心のケアや交替要員の確保などを確実に行うべきとの課題に対して、地域防災計画共通編の中にメンタルケアや災害対策要員のローテーションの必要性を記載している。 ④ 避難所への十分な職員の配置とマニュアル化の整備を図るべきとの課題に対して、地域防災計画震災対策編の中に現場応援要員を位置付け、また、避難所運営マニュアルを平成 24 年 6 月に改訂し、より具体的な記載を行っている。 ⑤ 避難所とは地震発生直後は電話が通じず、ガソリン不足のため自由な往来ができないためある程度は現場の判断で動けるような体制を作る必要性を感じたとの課題に対して、地域防災計画の改訂に当たり、避難所運営の担当を市災害対策本部から区災害対策本部に変更している。 <p>なお、市では「東日本大震災の被災地支援活動報告集」を各区の情報公開コーナーに置き、市民に、被災地での職員の活動内容を理解してもらうこととしている。また、この中には岩手県（13 件）、宮城県（62 件）、福島県（6 件）、栃木県（2 件）、埼玉県（1 件）の各被災地での体験談が記載されている。</p>

(注) 当省の調査結果による。